

2024年 源泉所得税

中間納付指導会

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

この「納期の特例」を税務署に申請した個人事業者を対象に、7月の中間納付にあたり指導会を開催いたします。

●日時 2024年6月25日(火)、7月1日(月)
両日とも 13:00~16:30

混雑防止並びに待ち時間解消のため、相談受付を完全予約制とします。

完全予約制

各日 ①13:00~13:35 ②13:35~14:10 ③14:10~14:45
④14:45~15:20 ⑤15:20~15:55 ⑥15:55~16:30

※開始時間10分前までに会場へお越しください。

* 同上の日付の上記①~⑥の希望の時間帯を選択し、小牧商工会議所まで6月21日(金)までにお電話ください。

中間納付指導会事前予約連絡先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL：0568-72-1111

* 申込先着順のため、申込状況により希望時間帯にご対応できない場合があります。

* 当日は、事前予約の方を優先して対応いたしますので、事前予約が無い方は、お待ちいただくか、もしくは当日の対応ができない場合がございます。

●会場 小牧商工会議所会館 4階

●指導料 無料

●対象 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に申請済みの個人事業者

●持ち物 ・源泉徴収簿（6月までの毎月の給与・賞与を記入してお持ちください）、
税務署より届いた納付書等一式、前年の源泉徴収簿等

●その他 ・事前の予約申込にご協力ください。

・今年の納付期限は、7月10日(水)です。

・税理士関与の事業所は、出席する必要はありません。

・税務署への申告は、税額の有無に関わらず必要です。

マイナンバーについて

・指導会では、「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」のマイナンバーの聴き取り、記載をしません。

・指導会には「マイナンバーを記載した書類」と、「それ以外の書類」は分けてファイルしてお持ちいただき、主催者が誤ってマイナンバーを見失ってしまうことがないようにしてください。

・指導会で主催者が、マイナンバーが記載された書類を確認する必要がある場合は、附箋等でマイナンバー部分を隠してください。

定額減税について

・詳細については、裏面をご確認の上、可能な範囲で源泉徴収簿に下書きをしてお持ちください。

●共催 小牧商工会議所、小牧税務署管内青色申告会小牧協議会

お問い合わせ 小牧商工会議所 中小企業相談所 小牧市小牧五丁目253 TEL：72-1111

源泉所得税中間納付の流れ

① 従業員から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける

② 従業員の月々の給与・賞与から源泉所得税を徴収

【! 注意 !】

※ 税額表の「以上」「未満」の間違いにご注意ください。

※ 賞与は、税額表の支払日前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」から

★中間納付時の定額減税について

例) 中間納付までの処理 (賞与は7・12月に支給)

源泉徴収簿の書き方

● Aさん (専従者/扶養なし) ……月給 80,000 円、賞与なし (6~12月源泉所得税 0円)
⇒所得税が発生しないため、例年同様の書き方でOK

● Bさん (専従者/扶養なし) ……月給 80,000 円、賞与 200,000 円 (6~12月源泉所得税 16,336円)
⇒賞与に注意! 税額の隣に「▲8,168」と書き、実際に徴収する額は0円であることを示します。

| | | | | | | | | |
|----|-------|-----------|--|--|---|-------------|--------|-----|
| 賞与 | 7/20 | 200,000 | | | 0 | (税率 4.084%) | ▲8,168 | 0 |
| 賞与 | 12/20 | 200,000 | | | 0 | (税率 4.084%) | ▲8,168 | 0 |
| 計 | | ④ 400,000 | | | ⑤ | | | ⑥ 0 |

徴収額は0円!

● Cさん (従業員/扶養なし) ……月給 200,000 円、賞与 400,000 円 (6~12月源泉所得税 66,062円)
⇒6月支払の給与から注意! 30,000円を引ききるまで、徴収する所得税は0円です。

| 区分 | 月日 | 支給金額 | 社会保険料等控除額 | 社会保険料等控除後の給与等の金額 | 扶養親等の数 | 算出税額 | 年末調整による過不足税額 | 差引徴収税額 |
|----|-------|-------------|-----------|------------------|--------|-------------|----------------|----------|
| 1 | 1/20 | 200,000 | | | 0人 | 4,770 | | 4,770 |
| 2 | 2/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 3 | 3/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 4 | 4/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 5 | 5/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 6 | 6/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 0 |
| 7 | 7/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 0 |
| 8 | 8/20 | 200,000 | | | | 4,770 | 646 | 0 |
| 9 | 9/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 10 | 10/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 11 | 11/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 12 | 12/20 | 200,000 | | | | 4,770 | | 4,770 |
| 計 | | ① 2,400,000 | ② | | | ③ 43,576 | | |
| 賞与 | 7/20 | 400,000 | | | | (税率 4.084%) | 16,336 ▲16,336 | 0 |
| 賞与 | 12/20 | 400,000 | | | | (税率 4.084%) | 16,336 | 16,336 |
| 計 | | ④ 800,000 | ⑤ | | | | | ⑥ 16,336 |

- 1~5月は通常通り 4,770円を徴収
 - 6月から、30,000円に達するまで徴収しない
→6月の給与分 4,770円 (残り 25,230円)
7月の給与分 4,770円 (残り 20,460円)
7月の賞与分 16,336円 (残り 4,124円)
※減額は「▲○○○(金額)」と記入。
実際の徴収額は一番右の”差引徴収税額”に記入。
 - 残り 4,124円を8月の給与分 4,770円から引く。
差額 646円は徴収する
 - 9月からは通常通り給与・賞与共に徴収
- ※12月までに定額減税額が引ききれない場合、市より給付金として支給予定です。対象となる人には市より通知があります。

納付書への記載と納付(中間納付)

定額減税を行った旨は記載しません。

税金は”減税後”(実際に徴収した金額)を記載

国税 納付書 (納付書) 領収済通知書

32399 06

060120 0620 18 216000 23850

0601 0606

23850

合計額 ¥23850

減税の結果、0円になっても納付書は必ず提出!

源泉徴収票の右端”差引徴収税額”の合計を記入
Aさん: 0円
Bさん: 0円
Cさん: 1~5月 4,770×5か月=23,850円
6月 0円

合計 23,850円